

アクス周南・アクス防府細則

第1条 入会金・会員登録手数料

会則第6条における1名あたりの入会金・会員登録手数料は、次の通りとする。

入会金	5,000円(税別)
ファミリー会員入会金	3,000円(税別)
会員登録手数料	3,000円(税別)

第2条 会費

1.本クラブの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税別)	利用条件
レギュラー	8,600円	営業時間内フリー利用
デイ	7,600円	平日10時～17時までのご利用
ファミリー	7,600円	同一同居のご家族で、お一人様がレギュラー会員に在籍の場合2人目からの方が適用
ナイト	6,600円	平日20時～23時、土曜19時～22時(日祝日不可)
ホリデイ	6,600円	土日祝のみ利用可能
フォータイムス	5,800円	月4回利用可能
学生	6,800円	15歳～28歳までの各種学生
中学生A	5,000円	月～土は10時～20時、日祝は10時～19時の利用
中学生B	4,000円	周南スイミングと併用の中学生。利用時間は中学生Aと同じ

- 2.会員は、入会時に2ヶ月分の月会費を現金で支払うものとする。なお、入会初月度に限り、月の途中から利用を開始する場合、初回利用日に該当する1ヶ月目の月会費のみ、第4条に定める金額を支払うものとする。
- 3.3ヶ月目以降の月会費は、毎月27日までに翌月の月会費を口座振替により支払うものとする。なお、27日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
- 4.フォータイムス会員の利用は、入館から退館までを1回とする。
- 5.フォータイムス会員の回数を超えた場合、デイ・ナイト・ホリデイ会員の時間外に利用する場合は、1回につき1,000円(税別)を支払うものとする。

第4条 入会初月度の会費

細則第2条第2項における入会初月度の会費は、利用開始月から当月末日までの利用する場合に適用し、開始日より1日(1回)当たりの単価をもとに日割り計算する。

第5条 変更手数料

会則第10条における本クラブの会員種別の変更手数料は、無料とする。

第6条 休会金

会則第11条における休会は、1ヶ月単位(当月1日から月末まで)とし、1ヶ月当たりの休会金は1,200円(税別)とする。

第7条 ビジター料金

会則第17条第2項におけるビジター料金は、1名1回につき2500円(税別)とする。

第8条 会員証の再発行

会則第14条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき500円(税別)とする。

第9条 入会手続きに必要な書類

本クラブに入会する者は、入会申込時に次の書類等を提出持参しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③キャッシュカードまたは預金口座振替依頼書
(金融機関によりキャッシュカードで対応できない場合は、預金口座振替依頼書とする。その場合は通帳届出印鑑・通帳が必要。)
- ⑤認印
- ⑤身分証明書(学生証(学生会員必須)・運転免許証・保険証など)
- ⑥その他健康証明書等、本クラブが会員サービスの提供と案内のために必要と判断した上で提出を依頼する書類

第10条 営業時間及び休館日

1.本クラブの営業時間は次の通りとする。

平日	10:00～23:00
土曜日	10:00～22:00
日曜・祝日	10:00～19:00

2.毎週火曜日はクラブ休館日とする。なお、その他、休館日は本クラブが別途営業カレンダーによって定めるものとする。

第11条 改定

本細則の改定は、本クラブが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改定する時には改定日の1ヶ月以上前までにその内容をクラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

第12条 本細則の発効

本細則は2019年9月1日より発効する。